

【参考】重層的支援体制整備事業について

1 重層的支援体制整備事業とは

重層事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

本市では、令和4（2022）年度に「重層的支援体制整備事業実施計画（以下「重層計画」という。）」を策定し、同年度より重層事業に取り組んでいるところです。

そのうえで、本計画で推進する取組みは、重層事業として行う取組みを網羅的にカバーしているため、行政計画の重複・乱立を防ぐ観点から、本計画の策定に伴い、本計画が重層計画を兼ねることとします。

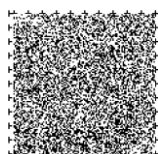
なお、本章は、必要に応じて参照していただくことを目的に、本計画における重層事業についてまとめています。

2 重層事業における各事業の概要

社会福祉法第106条の4第2項に、重層事業における各事業が規定されています。

事業	概要
包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）	・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応する ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）	・社会とのつながりを作るための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）	・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）	・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業（法第106条の4第2項第5号）	・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・支援関係機関の役割分担を図る

厚生労働省地域共生社会のポータルサイトより



3 本市における重層事業の推進

本市では、分野ごとの庁内関係課や、関係機関等の各分野の相談拠点や地域資源を活かしながら、社会福祉協議会等と連携して重層事業を実施し、地域共生社会の実現・包括的支援体制の構築を目指します。

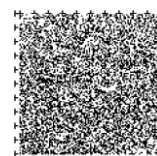
(1) 法に定める各事業と本市の事業の整理

包括的相談支援事業関係	本市の機関・事業	所管課
生活困窮者自立支援事業（自立相談支援）	生活支援センター（1 か所：地域共生推進課内）	地域共生推進課
基幹型相談支援センター等機能強化事業等	はあとふる（東広島市子育て・障がい総合支援センター1 か所）	障がい福祉課
利用者支援事業	すくすくサポート（市内13か所）	こども家庭課（こども家庭センター）
地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター（基幹型1か所、委託型8か所）	地域包括ケア推進課

地域づくり事業関係	本市の機関・事業	所管課
生活困窮者等のための地域づくり事業	見守りサポーター、広報・啓発事業	地域共生推進課
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターの配置等（11人）	地域共生推進課
地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センター（市内3か所）	障がい福祉課
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点（市内27か所）	こども家庭課
地域介護予防活動支援事業	地域介護予防等活動応援補助金、元気輝きポイント	地域包括ケア推進課

新たな機能	本市の機関・事業	所管課
多機関協働事業	東広島市包括的支援体制整備事業（コミュニティソーシャルワーカーの配置）	地域共生推進課
アウトリーチ等継続支援事業		
参加支援事業		

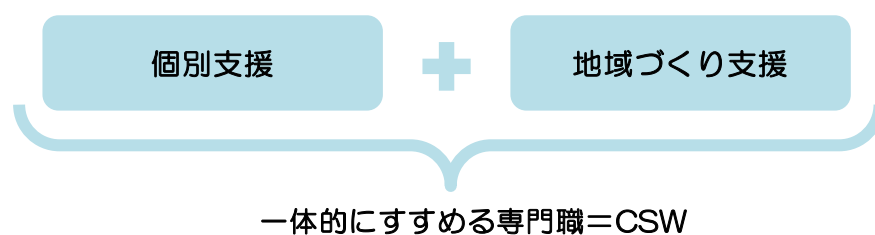
※上表の事業・機関の数等の情報は令和6（2024）年4月時点のものです。



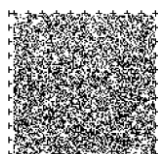
（２）コミュニティソーシャルワーカーの配置

コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）は、地域において様々な生活上の課題を抱える個人や世帯に対する「個別支援」と、地域住民が暮らす生活環境の整備や住民の組織化などの「地域支援」をチームアプローチによって展開する専門職です。

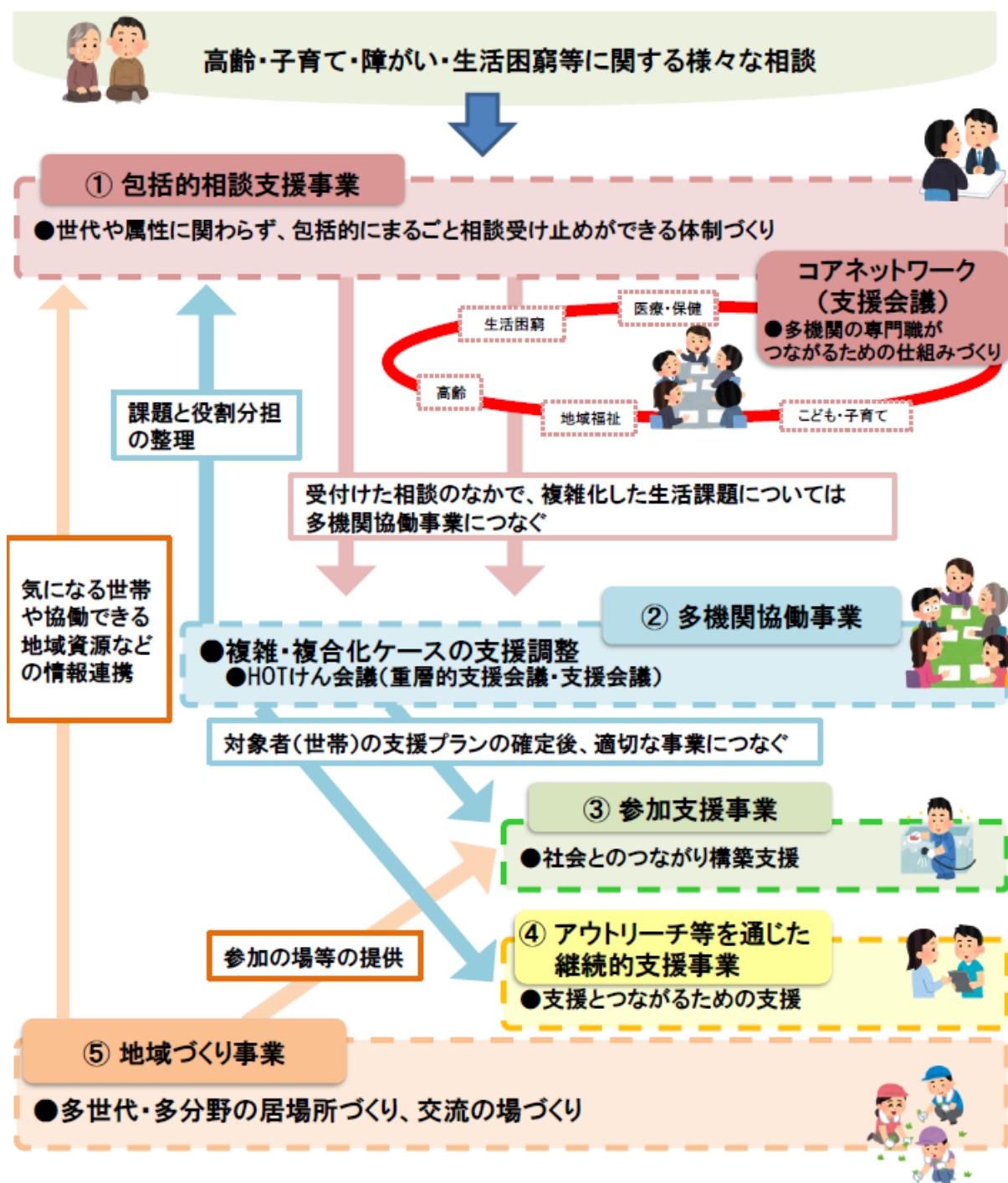
本市では社会福祉協議会と連携（業務委託）し、各日常生活圏域等に配置しており、重層事業の一部についても CSW が推進する体制としています。



CSWの主な業務	対応する重層事業
コアネットワーク会議の運営	包括的相談支援事業
アウトリーチ支援（見守り会議等含む）	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
地域づくり支援 （居場所づくり、支え合い活動等の立上げ支援）	地域づくり事業（生活支援体制整備事業） ※CSWは生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターを兼務



(3) 本市の重層事業の体系イメージ



4 包括的相談支援事業

包括的な相談支援を実施するためには、相談支援機関（高齢・障がい・こども子育て・生活困窮等）の地域担当職員が連携しやすい環境づくりが重要です。このため本市では、各機関の相談支援を担当する職員のネットワーク（通称：コアネットワーク）を整備し、毎月1回、担当者が集うコアネットワーク会議を開催しています。

この会議で複雑化・複合化した課題を抱える世帯の情報共有や、支援するための資源の共有などを図り、職員のスキルアップや分野を越えたチームアプローチの創出を目指していきます。幅広く相談を受け止めるには、多分野への理解と連携が重要で、これをネットワーク化によって促進する取組みが、本市の包括的相談支援事業です。ここでも対応が困難な事例などは、多機関協働事業と連携します。

（１）コアネットワーク会議の構成機関

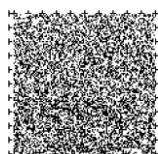


（２）コアネットワーク会議の機能

- 1) 分野を越えた相談支援機関同士の情報共有ができる
 - ・複合化した生活課題を抱える世帯について、その世帯のある圏域の専門職に情報共有ができる。
 - ・他の機関へ相談が入ると予測される利用者等について共有し、スムーズに連携を図ることができる。
- 2) 助言を求めることができる

他のメンバーから専門職の立場で意見を得て、分野を超えた支援につなげることができる。

例：8050 問題、ヤングケアラー等といった複合的な課題
- 3) 経過報告ができる会議で共有した事例の結果を報告することで、新たな発見や気



づきにつなげることができる。

※事例の情報共有を円滑化するため、市ではコアネットワーク会議を社会福祉法第106条の6による「支援会議」に位置づけています。

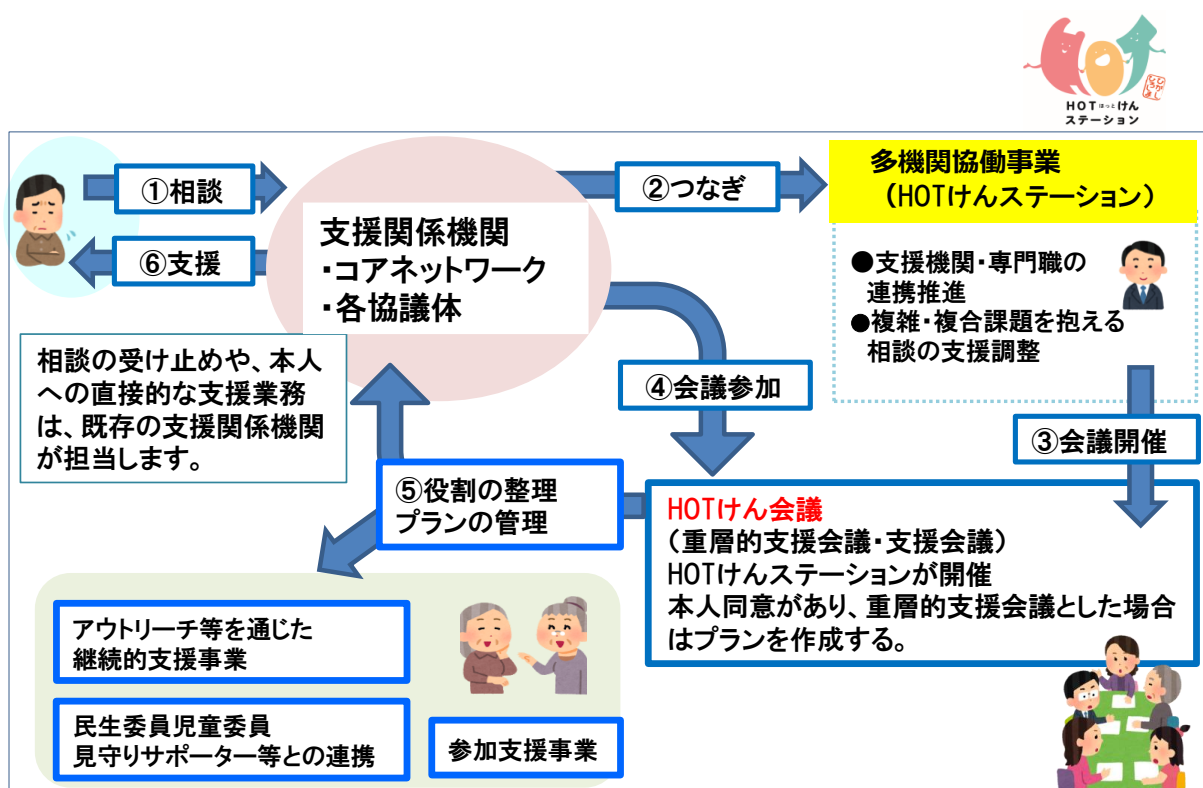
5 多機関協働事業

(1) 概要

多機関協働事業は、支援関係機関からつながれた複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例に対して支援を行うもので、複雑化・複合化した事例に対する支援の方向性や各機関の役割分担の整理を実施する総合調整を担う事業です。

(2) 東広島市における多機関協働事業の取り組み

市役所に総合相談窓口「HOT けんステーション」を設置し、これを多機関協働事業の中核機関と位置づけます。「包括的相談支援事業」において実施するコアネットワーク会議や、各機関で既に設置されている会議体などから、支援が困難でより多くの機関との連携を必要とする事例を「HOT けんステーション」につなぎ、重層的支援会議等を開催します。



6 参加支援事業

(1) 概要

参加支援事業は、その人に合った社会参加を実現するために、地域の社会資源の活用及び新たな資源の開拓により、社会とのつながりづくりに向けた支援を行うものです。

(2) 対象

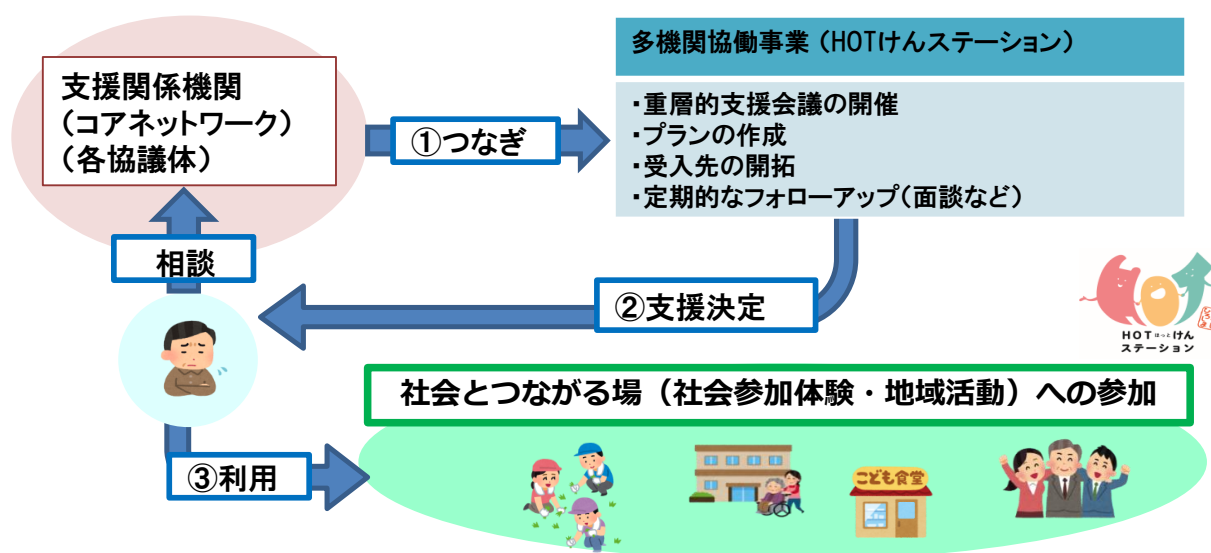
既存の制度では社会とのつながりを持つことが困難な人及び世帯

(3) 東広島市における取組み

社会との接点は就労以外にも、居住の確保、安心できる地域の居場所の確保など、支援が必要な人にとって様々な形があります。ニーズに合うオーダーメイドの支援の創出と、地域内でこの事業に協力して頂ける企業や団体の開拓を行います。

(4) 支援のながれ

- 1) 各機関や会議で把握している参加支援事業の利用が望ましい方について、多機関協働事業（HOT けんステーション）につなぎます。
- 2) 重層的支援会議を開催し、利用決定及びプラン作成を行います。
- 3) 多機関協働事業で作成したプランに沿って、本人の支援ニーズとマッチングする受け入れ先で支援を開始します。多機関協働事業では定期的に本人に面談するなどして定着に向けたフォローアップを行うとともに、多くの受け入れ先が準備できるよう資源開拓を行います。



7 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

(1) 概要

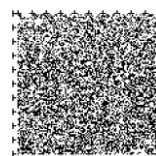
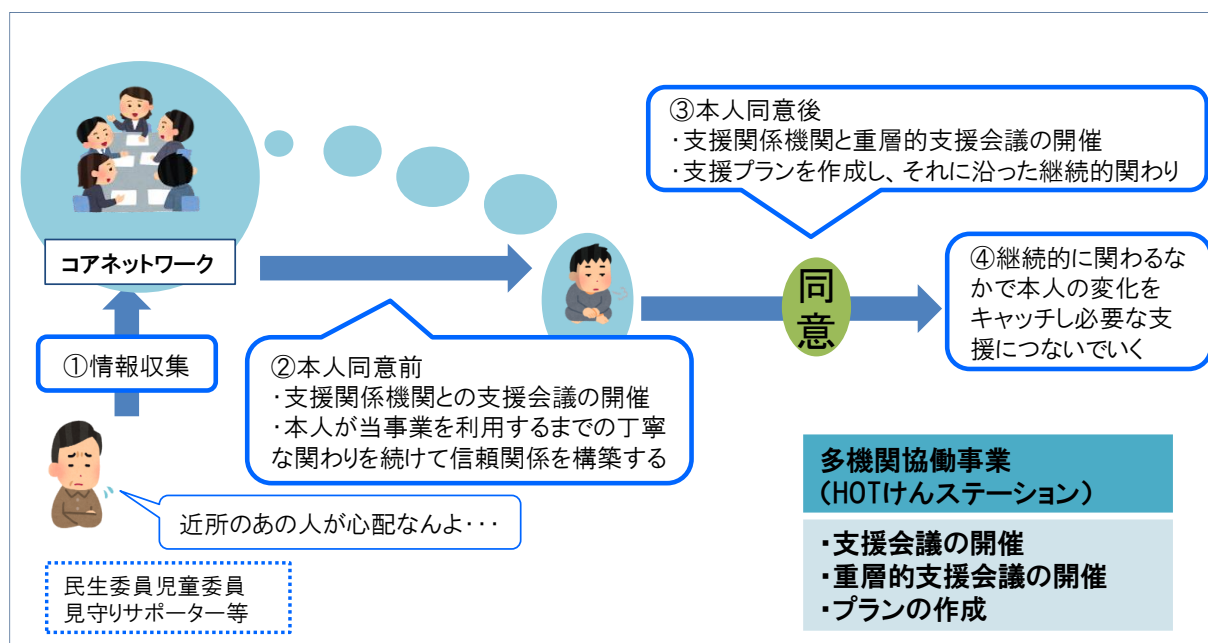
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（以下「アウトリーチ事業」という。）は、複雑化・複合化した課題を抱えている状態で必要な支援が届いていない人に、適切な支援を届けるための事業です。

(2) 支援対象者

自ら支援を求めることが困難な人及び世帯、支援を受けることに拒否的な反応を示している人及び世帯

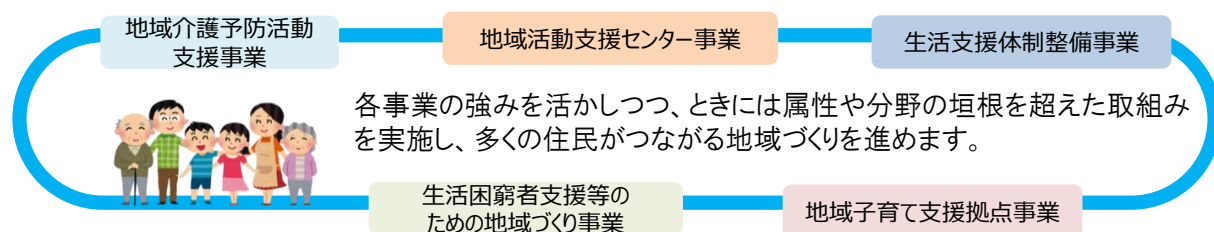
(3) 東広島市でのアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の取組み

エリア担当 CSW や包括的相談支援に係る専門職が、活動の中から支援の必要な人を発見し、コアネットワーク会議での情報収集、情報共有をすることから、この支援事業が始まります。



8 地域づくり事業

地域づくり事業とは、より多くの住民が交流できる場づくり（多世代交流の場）や、気軽に集える地域の居場所づくり等を実施し、人と人、人と地域がつながり、支え合う活動が生まれやすい地域づくりを支援するものです。



取組みの一部を紹介します！

（１）地域活動立上げ支援（生活支援体制整備事業）※社会福祉協議会委託事業

・地域（こども）食堂の立上げ

「こども食堂や地域食堂を始めてみたい！」という相談があれば、一緒に考え、活動できるようサポート。



・住民同士の支え合い活動

「ゴミ出しや電球交換・・・年をとると、しんどいよね」
こんな声をもとに、住民同士の支え合い活動を始める取組みをサポート。



・居場所づくり

「誰でも気軽に立ち寄れて、楽しく過ごせる場所があったら・・・」



（２）見守りサポーター（生活困窮者支援等のための地域づくり事業を一部活用）

本市では、地域との連携による見守り体制を構築するため、各種支援機関、民生委員児童委員等と協力しつつ地域の見守りにあたる「見守りサポーター」制度を導入しています。（令和２（2020）年度から開始）。

見守りサポーターは、日常生活の中で可能な範囲の見守り活動を行ったり、支援を必要とする人に適切な支援が行き届くように関係機関等と連携を行うものです。

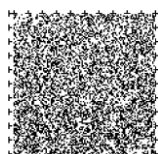
民生委員児童委員の推薦によって登録される見守りサポーターや、企業等による団体登録型のサポーター等、様々な方々・機関・企業の協力により、推進しています。

制度概要

- （１）任期…３年間（随時登録）
- （２）研修…民生委員推薦サポーターは新任研修及び各日常生活圏域研修を実施。（年１回）
- （３）活動者の安全…ボランティア活動保険に加入（市で手続き）
- （４）その他…登録者には見守り手帳、サポーター証、サポーターバッジを配付



東広島市見守りサポーター 名刺



(3) 情報発信（生活困窮者支援等のための地域づくり事業を一部活用）

ウェブサイトを活用するなど、地元のメディアと連携し、様々な地域福祉に関する情報発信を実施しています。

Web サイト



地元メディア

